

5. 各種応急・復旧活動

富士山噴火災害は、被害が広範囲に発生し、影響が長期化する可能性がある。このような状況で、避難生活を維持するための活動、被害の拡大防止、被害を受けた者に対する支援等、各種の応急・復旧活動が数多くの機関によって実施されることになる。

各対策について、火山活動状況と各段階で実施すべき対応を明確にするとともに、対策に関わる各機関の役割や連携・応援体制を確立する。

5-1 交通規制

5-1-1 富士山周辺一般道路の交通規制

富士山周辺地域では火山活動の活発化に伴い、「危険地域への進入防止」及び「迅速な避難実施の為の避難ルート確保」の観点から、一般道路の交通規制を実施する。

(1) 実施基準と対象範囲

噴火前及び噴火時における交通規制の実施基準と対象範囲は、以下のとおりとする。

<噴火前>

実施基準	対象地域	対応
臨時火山情報 (噴火の可能性) 発表時	臨時火山情報時避難範囲	全面通行止め (避難車両・緊急車両を除く)
	緊急火山情報時避難範囲	避難ルート確保のための 交通規制
	災害時要援護者避難範囲	
緊急火山情報 発表時	臨時火山情報時避難範囲	全面通行止め (避難車両・緊急車両を除く)
	緊急火山情報時避難範囲	
	災害時要援護者避難範囲	避難ルート確保のための 交通規制

※「避難ルート確保のための交通規制」とは、避難ルートとなる幹線道路に対し、交差する幹線道路からの流入を規制することであり、避難ルートと交差する細道路からの流入は規制しないレベルの規制。

<噴火時>

実施基準	対象地域	対応
噴火時（噴火の状況に関わらず、すべての場合）	一般住民等噴火時避難範囲	全面通行止め (避難車両・緊急車両を除く)
	災害時要援護者噴火時避難範囲	避難ルート確保のための交通規制
大量降灰により堅牢建物屋内退避の呼びかけ	降下物危険範囲	全面通行止め (避難車両・緊急車両を除く)
大雨警報発表時	土石流警戒範囲	全面通行止め (避難車両・緊急車両を除く)

※「避難ルート確保のための交通規制」とは、避難ルートとなる幹線道路に対し、交差する幹線道路からの流入を規制することであり、避難ルートと交差する細道路からの流入は規制しないレベルの規制。

※降灰による視界の悪化や路面状況の悪化（スリップ誘発）等が発生した場合は、必要に応じて速度制限もしくは全面通行止めとする。

※火山性地震等により路面や構造物に被害が生じた場合は、必要に応じた交通規制を実施する。

(2) 実施体制

市町村は、避難対象地域の設定に伴い想定される避難者数（地区、集落の実態）、周辺の道路状況（道路幅員、平常時の道路混雑等）、避難所の分布状況等を考慮のうえ、噴火前避難計画を策定する。

国、県、市町村の道路管理者は、市町村の噴火前避難計画を踏まえ、交通規制の対象路線を検討し、道路交通規制図（噴火前）を策定する。また、この計画を「緊急火山情報発表にともなう富士山周辺の道路交通規制計画」として、あらかじめ住民等に周知する。

緊急火山情報が発表された場合は、国、県、市町村の道路管理者は、警察や消防（団）と連携を図りながら、道路通行規制図（事前作成）に基づき交通規制を実施する。

噴火時は、合同現地対策本部において新たに設定した避難範囲を基に、道路通行規制計画をたて交通規制を実施する。

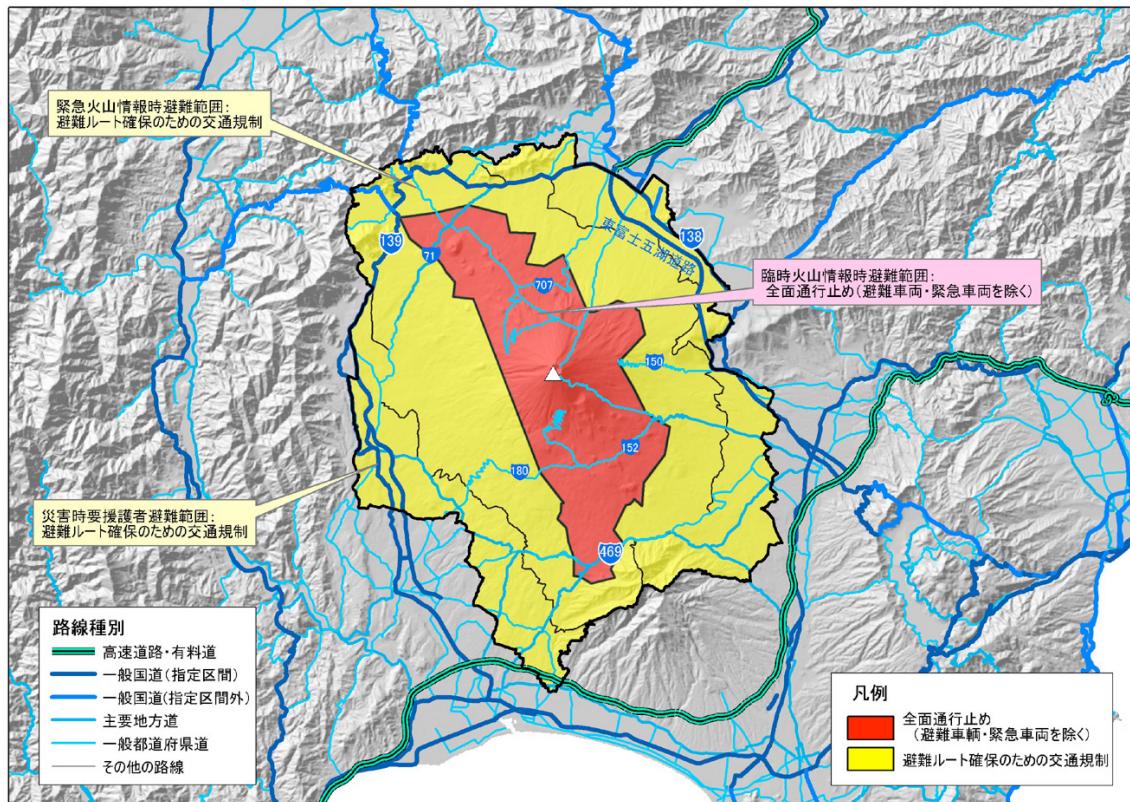


図5-1 臨時火山情報（噴火の可能性）発表時の一般道路交通規制計画（例）

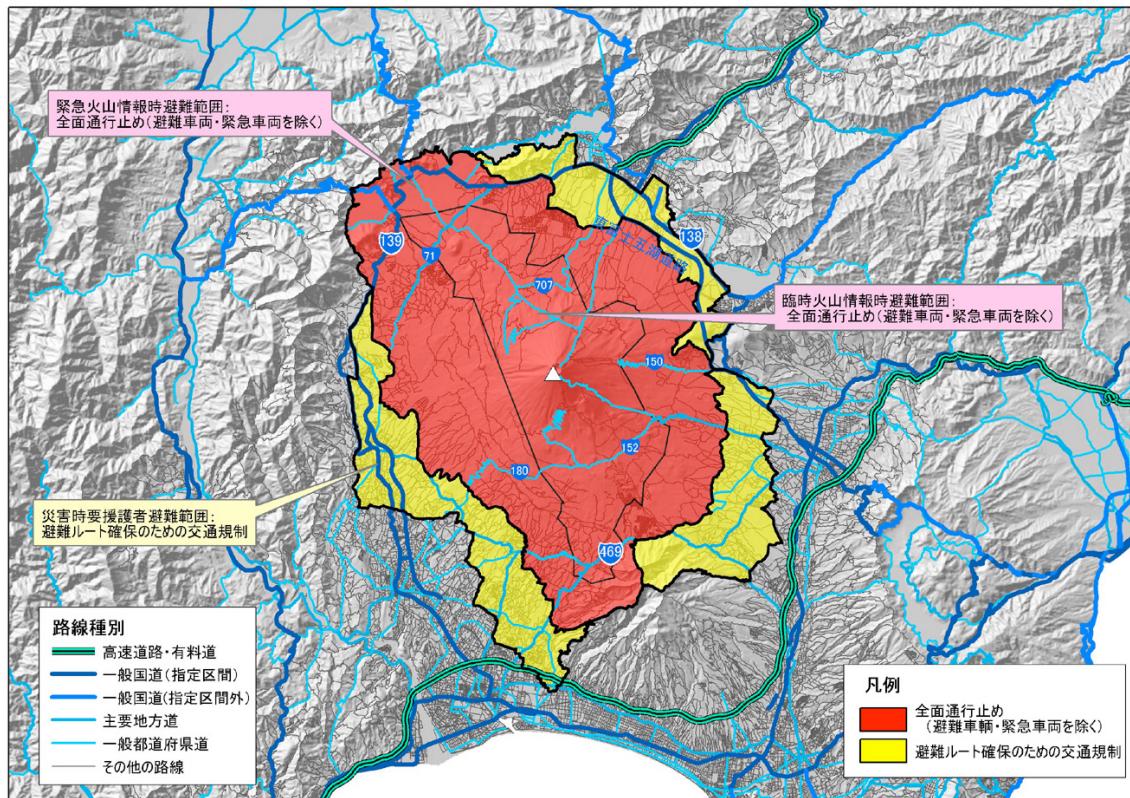


図 5-2 緊急火山情報発表時の一般道路交通規制計画（例）

5-1-2 高速道路の交通規制

(1) 実施基準と対象範囲

富士山噴火の影響が及ぶ可能性のある高速道路について、噴火時における交通規制の実施基準と対象範囲は、以下のように定める。なお、噴火前の交通規制は行わない。

実施基準	対象地域	対応
噴火時（噴火の状況に関わらずすべての場合）	一般住民等噴火時避難範囲	全面通行止め (避難車両・緊急車両を除く)
大雨警報発表時	土石流警戒範囲	必要に応じ全面通行止め (避難車両・緊急車両を除く)

※降灰による視界の悪化や路面状況の悪化（スリップ誘発）等が発生した場合は、必要に応じて速度制限もしくは全面通行止めとする。

※火山性地震等により、路面や構造物に被害が生じた場合は、必要に応じて、速度制限もしくは全面通行止めとする。

(2) 実施体制

高速道路の道路管理者は、火山活動状況に関する情報、交通規制情報等の情報について、合同現地対策本部との共有化が図られるよう、あらかじめ情報連絡体制を整備する。

合同現地対策本部は、噴火の状況により、噴火時の交通規制対象範囲に高速道路が含まれた場合、速やかに高速道路の道路管理者に連絡をとり通行止め等の措置を要請する。

合同現地対策本部から連絡を受けた高速道路の道路管理者は、速やかに必要な措置を講じる。また、合同現地対策本部からの連絡がない場合でも、路面・構造物への噴火影響を勘案し、必要に応じて通行止めや速度制限等の措置を行う。

高速道路を住民等の広域避難時のルートとして活用する場合には、一般車両の交通規制を実施し、避難車両の走行を優先させる。

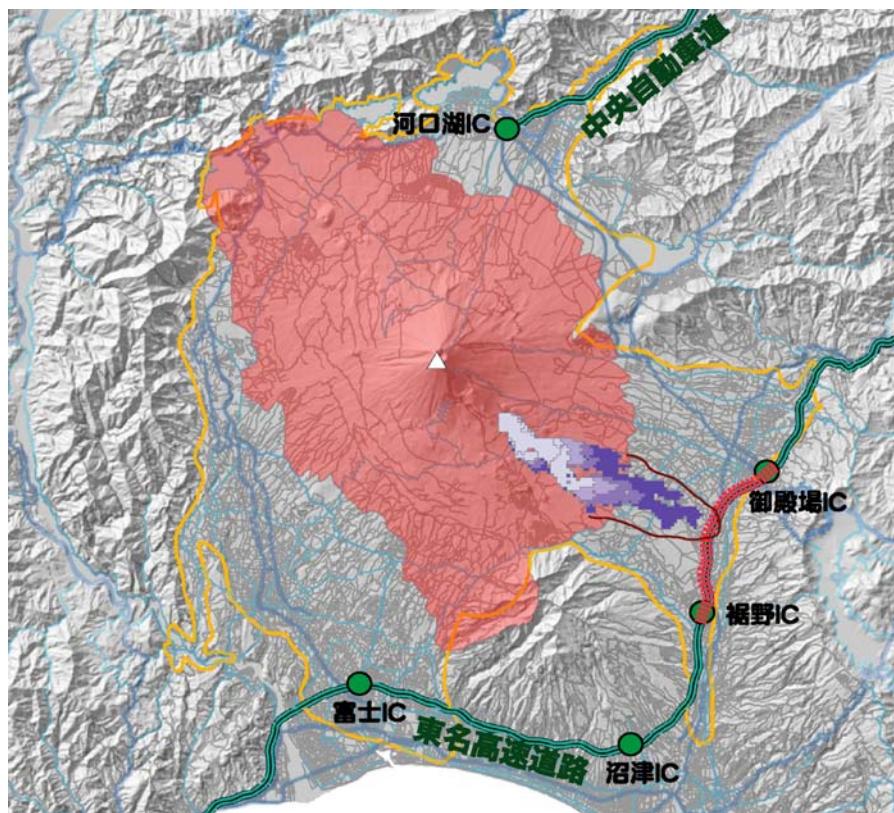


図 5-3 噴火時の高速道路交通規制実施イメージ

5-1-3 鉄道の運行規制

(1) 実施基準と対象範囲

富士山噴火の影響を受ける可能性のある鉄道路線について、噴火時における運行規制の実施基準と対象範囲は、以下のように定める。なお、噴火前の規制は行わない。

実施基準	対象地域	対応
噴火時（噴火の状況に関わらずすべての場合）	一般住民等噴火時避難範囲	運行中止
大雨警報発表時	土石流警戒範囲	必要に応じ運行中止

※降灰による視界の悪化、車輪のスリップ等が発生した場合は、必要に応じて運行中止とする。

※火山性地震等により、軌道や構造物に被害が生じた場合は、必要に応じて運行中止とする。

(2) 実施体制

鉄道事業者は、火山活動状況に関する情報、交通規制情報等の情報について、合同現地対策本部との共有化が図られるよう、あらかじめ情報連絡体制を整備する。

合同現地対策本部は、噴火の状況により、噴火時の規制対象範囲に鉄道路線が含まれた場合、速やかに鉄道事業者に連絡をとり運行中止の措置等を要請する。

合同現地対策本部からの連絡を受けた鉄道事業者は、速やかに必要な措置を講じる。また、合同現地対策本部からの連絡がない場合でも、線路・構造物への噴火影響を勘案し、必要に応じて自らの判断で運行中止等の措置を行う。

なお、運行中止を行う場合は、折り返し運転に伴う最寄り駅への利用者の誘導、バス等による輸送を実施する。

県、市町村は、鉄道事業者による旅客の代替輸送等を支援する。

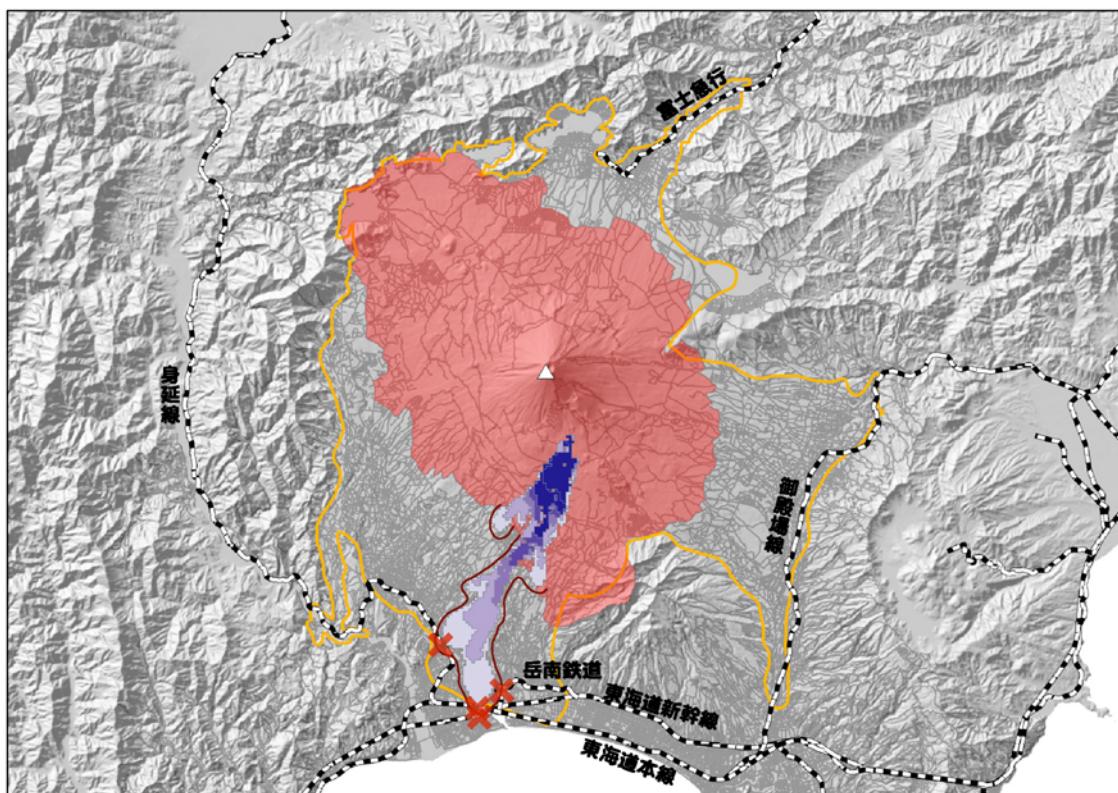


図 5-4 噴火時の鉄道運行規制実施イメージ

5-1-4 航空機の安全運行確保

(1) 実施基準と対象範囲

取材ヘリ等の集中による事故発生を防止し、かつ上空からの監視観測活動を円滑に実施するため、ヘリコプター等航空機の飛行を制限するゾーンを以下のように定め、関係機関及び関係協力団体への周知を図る。

実施基準	対象地域
臨時火山情報 (噴火の可能性) 発表時	第1次ゾーン（噴火前：火口分布領域）上空
噴火時	火口の周囲 半径 5km の上空及び第1次ゾーン（噴火時）

飛行の自粛を要請する対象は、防災関係機関による防災対策活動に従事する航空機を除く、すべての航空機とする。

(2) 実施体制

合同現地対策本部は、噴火発生と同時に「火口の周囲 5km」に設定される飛行制限区域について、噴火の規模や形態に応じて精査する。

国は、必要に応じて NOTAM (ノータム : Notice to airman) を発出する。また、気象庁航空路火山灰情報センター (Tokyo-VAAC) は、富士山噴火に伴う火山灰の監視を行い、航空路火山灰情報を発表し各航空関係機関への周知を図る。

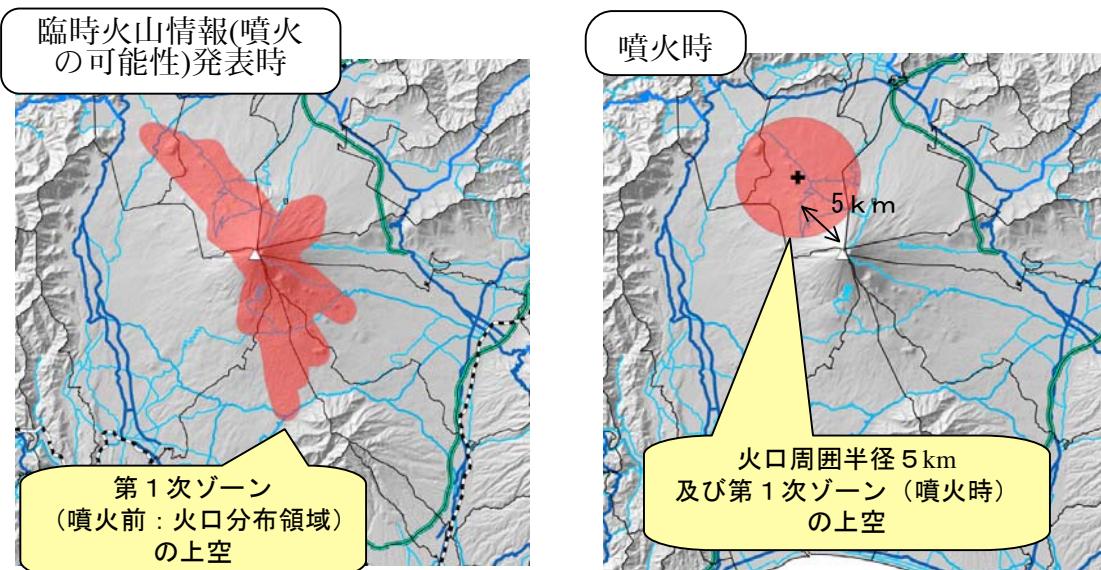


図 5-5 富士山上空の航空機安全運航確保計画（案）

5-2 降灰対策

5-2-1 降灰情報の提供

国、都県、区市町村は、協力して降灰量の測定を行い、降灰分布の把握及び、降灰状況に関する住民等への周知を図る。また、気象台等から降灰に関する風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、住民等への広報を実施する。

5-2-2 道路降灰除去

道路管理者は、あらかじめ、ロードスイーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画を策定する。

＜道路除灰作業計画構成＞

- ・ 降灰状況の把握体制
- ・ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
- ・ 調達可能な除灰作業用資機材の把握
 - ・ ロードスイーパー
 - ・ ホイールローダー
 - ・ 除雪トラック
 - ・ モーターグレーダー
 - ・ 散水車
 - ・ ダンプトラック 等
- ・ 優先除灰路線の設定
- ・ 人員・資機材投入パターンの検討
- ・ 資機材用の燃料確保
- ・ 一時仮置き場の設定
- ・ 輸送ルートの設定
 - ・ トラック輸送
 - ・ 鉄道輸送
 - ・ 船舶輸送
- ・ 最終処分方法、処分場所の決定

降灰があった場合は、道路交通を確保するため、各道路管理者が除灰作業を実施するものとするが、降灰の範囲や量が大きく、除灰機材の確保や作業方針の調整等が必要な場合には、合同現地対策本部において連携を図り、道路除灰作業の実施方針を決定する。

5-2-3 宅地降灰除去

(1) 対応方針

宅地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とする。

各家庭から排出された灰の回収は、市町村の責任において実施するが、各事業者から排出された灰については、一時仮置き場への搬入までを事業者の責任において実施することを原則とする。

(2) 実施体制

国、都県、区市町村は、あらかじめ、宅地から排出される灰の回収に活用可能なリソースの把握や回収方法を検討する。

降灰時においては、区市町村は、宅地から排出される灰の量に応じた効果的な方法により回収作業を実施する。

<回収作業パターン例>

- ・ゴミ収集システム類似型
- ・オープンスペース活用型
- ・道路への排出型
- 等

また、宅地に堆積した火山灰の排出方法を定め、住民等が自ら行う自宅等の火山灰除去作業に対し、火山灰袋等の配布、火山灰捨て場、運搬回収体制等の周知を図る。

5-2-4 道路・宅地以外への降灰対応

国、都県、区市町村は、農地や森林をはじめとする道路・宅地以外への降灰状況についても把握し、対応方法を決定する。

また、農地や森林に火山灰が堆積した場合の、農作物や樹木に対する影響調査を実施する。

5-2-5 火山灰の最終処分

国、都県、区市町村は、あらかじめ、火山灰の最終処分方法を検討する。

降灰時は、最終処分が必要な火山灰の量に応じ、最終処分方法を決定する。

<最終処分方法例>

- ・海洋投棄
- ・海岸埋立
- ・山間部（谷部）の埋立（盛土）
- ・採石場跡等大規模空間の活用（盛土）等

5-3 被害の拡大防止対策

5-3-1 救出活動

(1) 対応方針

噴火時の残留者・行方不明者等の搜索・救出にあたっては、搜索・救出班（仮称）を編成し対応する。

二次災害を防止するため、噴火状況を把握した上で活動の実施判断を行い、現地への出動にあたっては、安全確保に関する万全の対策（緊急連絡体制、装備等）を講じるものとする。

(2) 実施体制

搜索・救出班（仮称）の編成にあたっては、市町村、消防職員・団員、県警、自衛隊等が連携・調整し行う。

搜索・救出班（仮称）は、合同現地対策本部から火山活動状況（予想危険範囲や今後の見通しなど）等に関する情報を常に収集し活動実施の判断を行う。また、噴火時の救出活動は非常に大きな危険を伴うため、捜索救助隊への情報連絡体制の確保、緊急避難体制の確保、耐熱防護服の装着、特別仕様車の投入等の安全確保対策を講じる。

市町村、消防職員・団員、県警、自衛隊等は連携し、救出活動を行う現場の近く（搜索・救出現場における警戒範囲外）に「現地指揮所」を設置し、搜索・救出班の現場での活動指揮・調整等を行う。

※残留者・行方不明者等の把握については「1. 避難対策 1-4 一般住民の噴火前避難」も参照

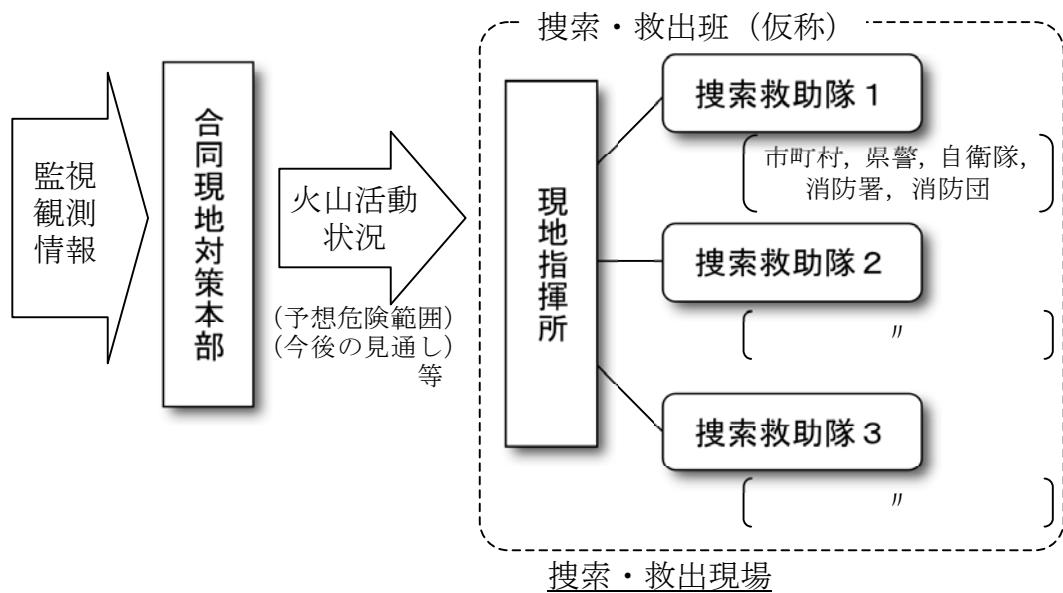


図5-6 捜索・救出班（仮称）のイメージ

5-3-2 広域災害医療対策

(1) 対応方針

国、県、市町村は、以下のような状況下で、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、被害拡大防止のための広域災害医療体制を構築するものとする。

- ・突発的噴火により避難が間に合わない
- ・噴火前に出されていた避難勧告等に従わない住民がいる
- ・噴火時の一時立ち入り（一時帰宅など）により危険地域に住民がいる

火山噴火災害においては、火碎流等による重症熱傷患者の発生が考えられ、迅速かつ高度な治療が求められる。こうした負傷者の治療が可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品、医療用資材等の調達確保も見据えて、広域医療体制を構築する。

(2) 広域災害医療体制

噴火による負傷者等は、第1次～2次ゾーン（噴火時）において発生するものと考え、次のように2段階の医療拠点を設け、限られた医療資源を最大限活用する方策をとる。

	設置場所	対応内容
第一次 医療拠点	○第2次ゾーン(噴火時)より外側の比較的近い場所	必要とされる治療の内容や同一市町村内における医療機関の能力から、以下のいずれの対応をとるべきかについて判断する。 1) 自院への収容 2) 同一市町村内医療機関へ転送 3) 災害拠点病院等へ転送
第二次 医療拠点	○第3次ゾーン(噴火時)より外側の比較的近い場所 ○ある程度高度な医療とヘリ等による患者の搬送を行える場所	必要とされる治療の内容や同一県内における医療機関の能力から、以下のいずれの対応をとるべきかについて判断する。 1) 自院への収容 2) 県内医療機関へ転送 3) 県外医療機関へ転送

※ 第一次及び第二次の医療拠点は、いずれも溶岩流等による被害発生の可能性を踏まえ、異なる方向に2箇所以上を設定する。

市町村は、あらかじめ、第2次ゾーン（噴火前）より外側の比較的近い場所に、第一次医療拠点とする救護所・救護病院などを複数設定する。第一次医療拠点の設定は、既存の災害医療計画に基づく救護所・救護病院を活用し、高度な治療の必要な負傷者等を選別するとともに、同一市町村内の医療機関や後述の第二次医療拠点への車両等を活用した搬送を行うための仕組みを整備する。

県は、あらかじめ、第3次ゾーン（噴火前）より外側の比較的近い場所に、第二次医療拠点となる医療機関を複数設定する。第二次医療拠点の設定は、既存の災害医療計画に基づく災害拠点病院またはそれに準じる医療機関を活用し、一定程度の人数の負傷者に対し、高度な治療が行えるとともに、ヘリコプター等を活用した搬送を行うための仕組みを整備する。また、これらの医療活動や治療に必要な資材が県内で調達、確保が困難となった場合の調達・確保について、他県との広域応援協定に基づいた連携体制を整備する。

県、市町村は、各医療拠点に設定した医療機関とあらかじめ協議し、これらの医療機関の災害時要援護者の避難対策に配慮しつつ、各拠点の医療従事者、医療用資材などが確保できるよう体制を整備する。

重症患者が発生し、広域的な搬送の必要が生じた場合には、合同現地対策本部は、ヘリコプター等による搬送について、国、県、関係機関等と調整を図る。

以上のような考え方をもとに、富士山火山噴火災害時の広域災害医療体制について図示したものが図5-7である。

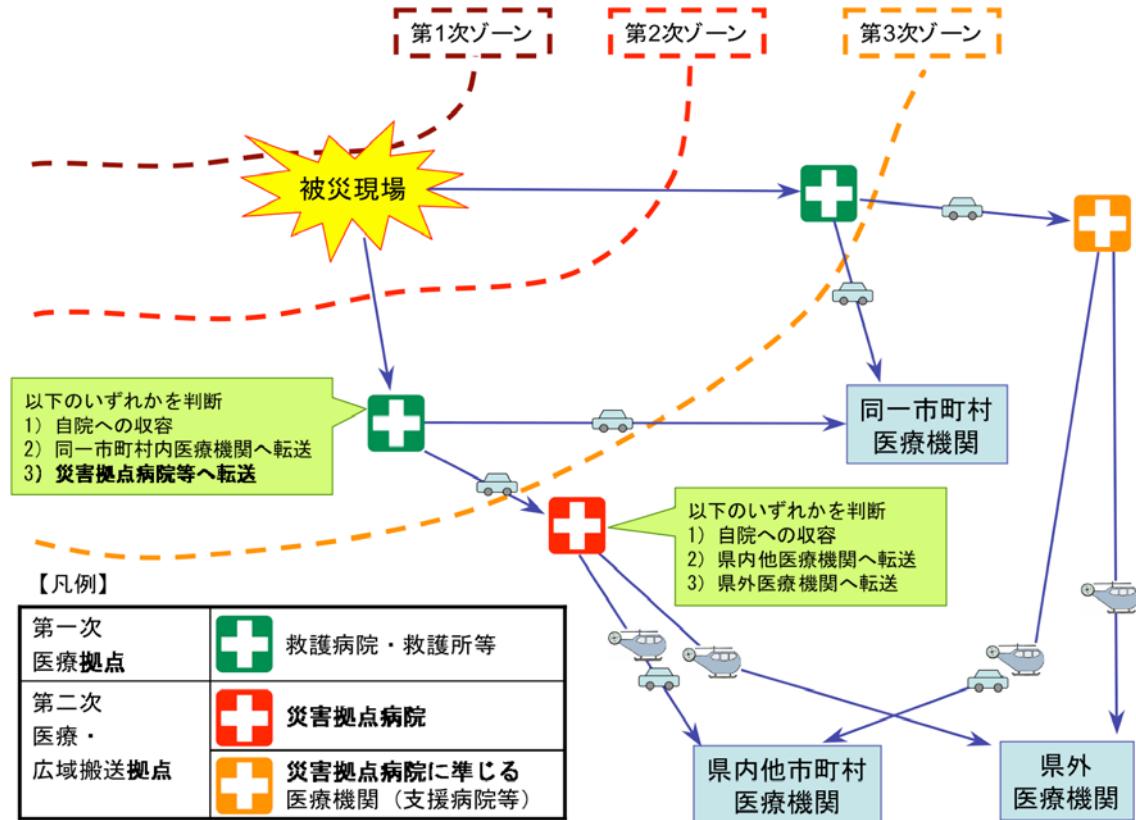


図 5-7 富士山火山噴火災害時の広域災害医療体制イメージ

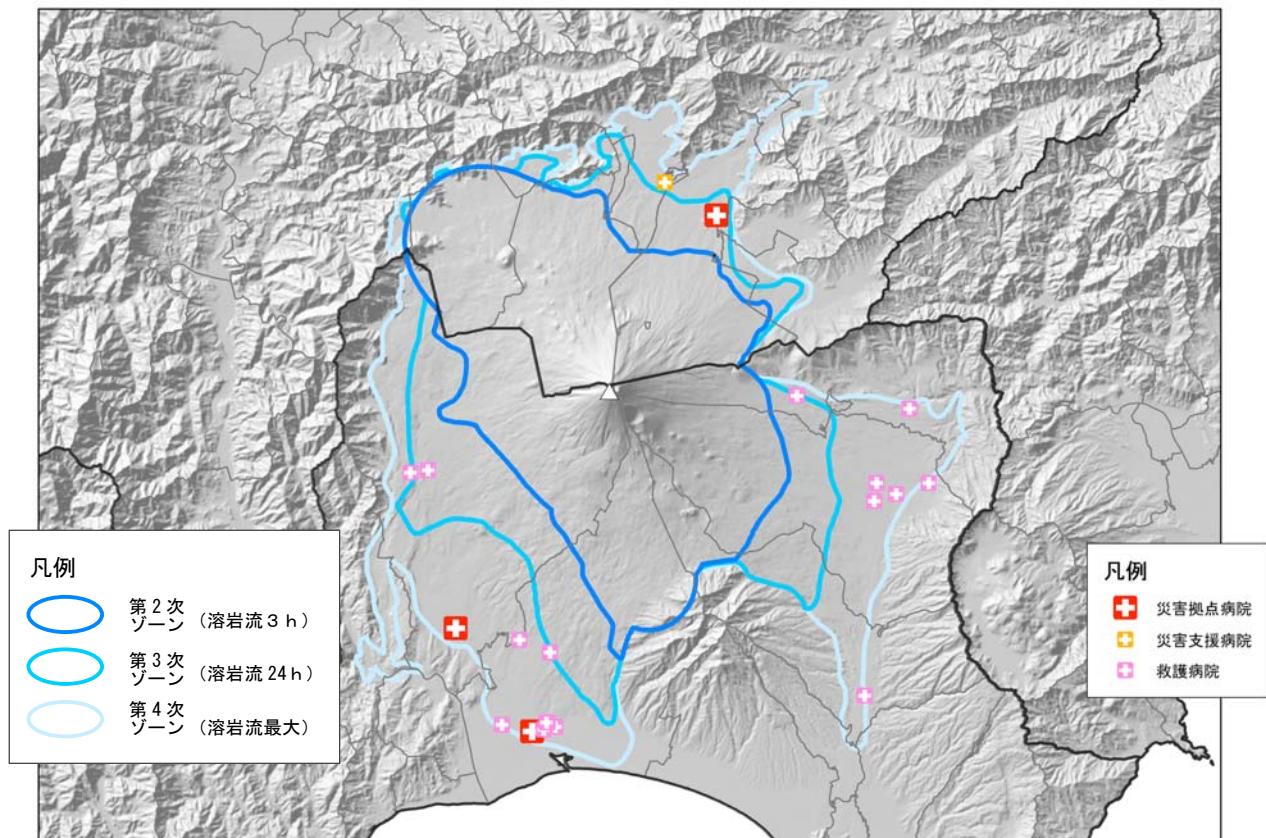


図 5-8 富士山火山噴火災害時の広域災害医療体制 (案)

5-3-3 噴火時の被害拡大防止

(1) 対応方針

噴火時の溶岩流や土石流等による被害拡大を防止するため、実施すべき対策の一例として次のような活動が挙げられる。

<被害拡大防止対策例>

- ・溶岩流流下防止
- ・土石流等流下防止
- ・危険範囲からの危険物等の搬出
- ・降灰による家屋倒壊の防止
- ・洪水防止

火山活動や被災状況を踏まえ、合同現地対策本部において対応の基本方針を速やかに決定し、災害拡大防止のための具体的な対策は、専門家によるチームを結成し対応するものとする。

<チーム構成例>

- ・溶岩流対策専門家チーム
 - [対策の種類]：溶岩流の流下ルート予測、対策工法検討、資機材の確保
 - [構成メンバー]：国（国土交通省）、県（土木部局）、学識者（専門家）、ライフライン事業者
- ・土石流対策専門家チーム
- ・危険物搬出専門家チーム
- ・家屋倒壊防止専門家チーム
- ・洪水対策専門家チーム 等

なお、これらの各専門家チームで実施される各種対応に関する全体の調整は、合同現地対策本部において行うものとする。

(2) 溶岩流流下防止

溶岩流の流下時には、合同現地対策本部（溶岩流対策専門家チーム（仮称））は、学識者（専門家）の協力のもと、流下方向を制御し重要施設等を防護するため、以下のような溶岩流の流下防止対策を実施する。

<溶岩流流下防止対策例>

- ・溶岩流流下状況の把握
- ・溶岩流流下予測（リアルタイムシミュレーション）
- ・溶岩流流下予測範囲の状況把握
- ・溶岩流制御方針の検討
- ・溶岩流制御の実施（築堤、築溝、溶岩トンネルの爆破、放水活動等）

なお、国、県は、「流下ルートを人為的に変更することにより被害を被ることとなる地権者等への補償のあり方」等、溶岩流流下制御に伴う課題について、あらかじめ検討しておく。

(3) 土石流等流下防止

噴火に伴う山体の荒廃や火山灰の堆積等により土石流発生の危険性が高まった場合、合同現地対策本部（土石流対策専門家チーム（仮称））は、学識者（専門家）の協力のもと、次のような土石流の流下防止対策を実施する。

<土石流流下防止対策例>

- ・土石流の原因となる火山灰の堆積状況の把握
- ・土石流発生状況の把握
- ・避難警戒体制の構築
(警戒基準雨量の見直し、土石流検知センサーの設置・増設等)
- ・砂防、治山工事の実施（導流堤、遊砂地等の整備）

(4) 危険物の飛散・流出防止

溶岩流及び土石流の流下が予想されるルート上に危険物が存在し、それらの搬出が必要な場合は、合同現地対策本部（危険物搬出専門家チーム（仮称））において、対応策を検討する。

(5) 降灰による家屋倒壊の防止

県、市町村は、降灰が小康状態のときに、公共施設の屋根の灰下ろし作業を実施する。また、市町村は、大量降灰による家屋の倒壊を防止するため、民間建物所有者にも同様の対応を呼びかける。

なお、広範囲において被害が予測される場合には、合同現地対策本部（家屋倒壊防止専門家チーム（仮称））において、対応策を検討する。

(6) 洪水防止

合同現地対策本部（洪水対策専門家チーム（仮称））は、長期にわたる火山噴出物の流入により河床が上昇し河川の氾濫が予想される場合、浚渫作業を実施し洪水の発生防止に努める。

また、溶岩流等の流入により河道閉塞が生じた場合、その影響を把握すると共に、必要に応じて代替流路の確保等の措置を講じる。

5-4 食料・飲料水及び生活必需品等の供給

5-4-1 対応方針

火山活動の状況により、食料や生活必需品等、物資の販売機構等の混乱が予想され、一方で、噴火前避難等で多数の避難所生活者が発生する。このため、県、市町村等は、保有する備蓄物資の放出、メーカーや小売店等協定を締結している関係業者への要請による物資の供給を実施する。

また、大量降灰による浄水場の配水処理能力への影響がある場合には、給水量の減少が予想されることから、県、市町村等は、避難所等を拠点に給水車等による水の供給を実施する。

火山災害の場合、噴火活動が時々刻々と変化するため、避難の対象範囲もそれに応じて変化することが予想される。また、噴火前の避難についても、火山情報のレベルに応じて段階的に避難範囲が設定されることとなっている。このように避難者数の変動が大きいことを踏まえた食料等の供給計画を策定しておく必要がある。

5-4-2 食料等物資の供給

市町村は、避難者に対し、市町村が保有する食料等物資の供給を実施する。必要量を満たせない場合には、近隣市町村及び県に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行うものとする。

県は、市町村から食料等の供給について要請があった場合、調達協定業者による物資の斡旋により支援する。県の支援によっても必要量を満たせない場合には、合同現地対策本部に支援を要請する。

県等からの支援要請を受けた合同現地対策本部は、関係省庁を通じ、卸売業者、食品、生活必需品メーカー等に調達を依頼する。

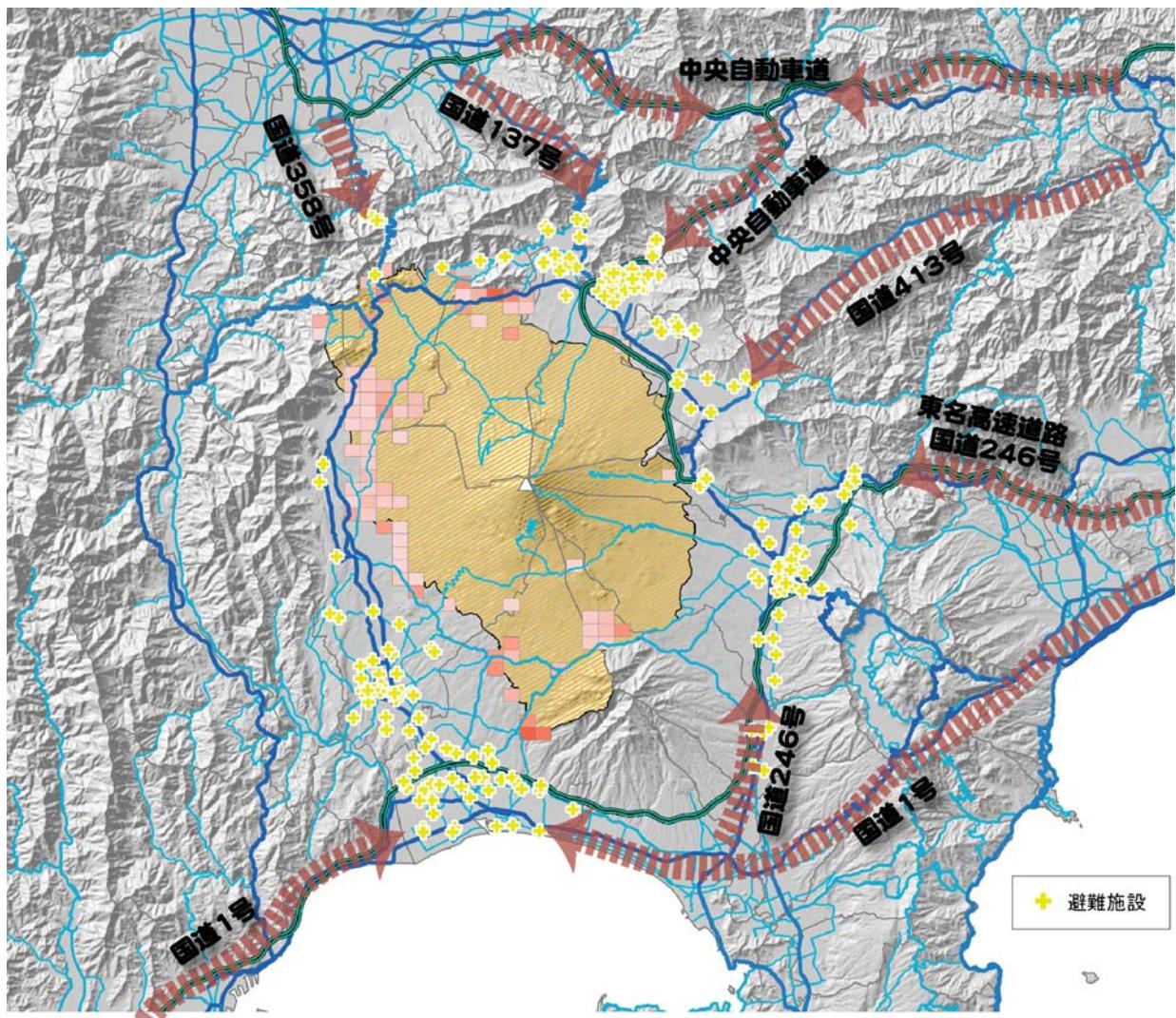
県、市町村は、あらかじめ、想定される避難人口に基づき水、食料、生活必需品の必要供給量を算定し、県備蓄や市町村備蓄（公的備蓄量、協定業者）の過不足を検証しておく。

また、富士山周辺の市町村間の応援協定の締結、広域的な物資搬入計画、噴火場所に伴う搬入経路・物資集積場所の設定等の事前対策を推進する。

5-4-3 給水活動

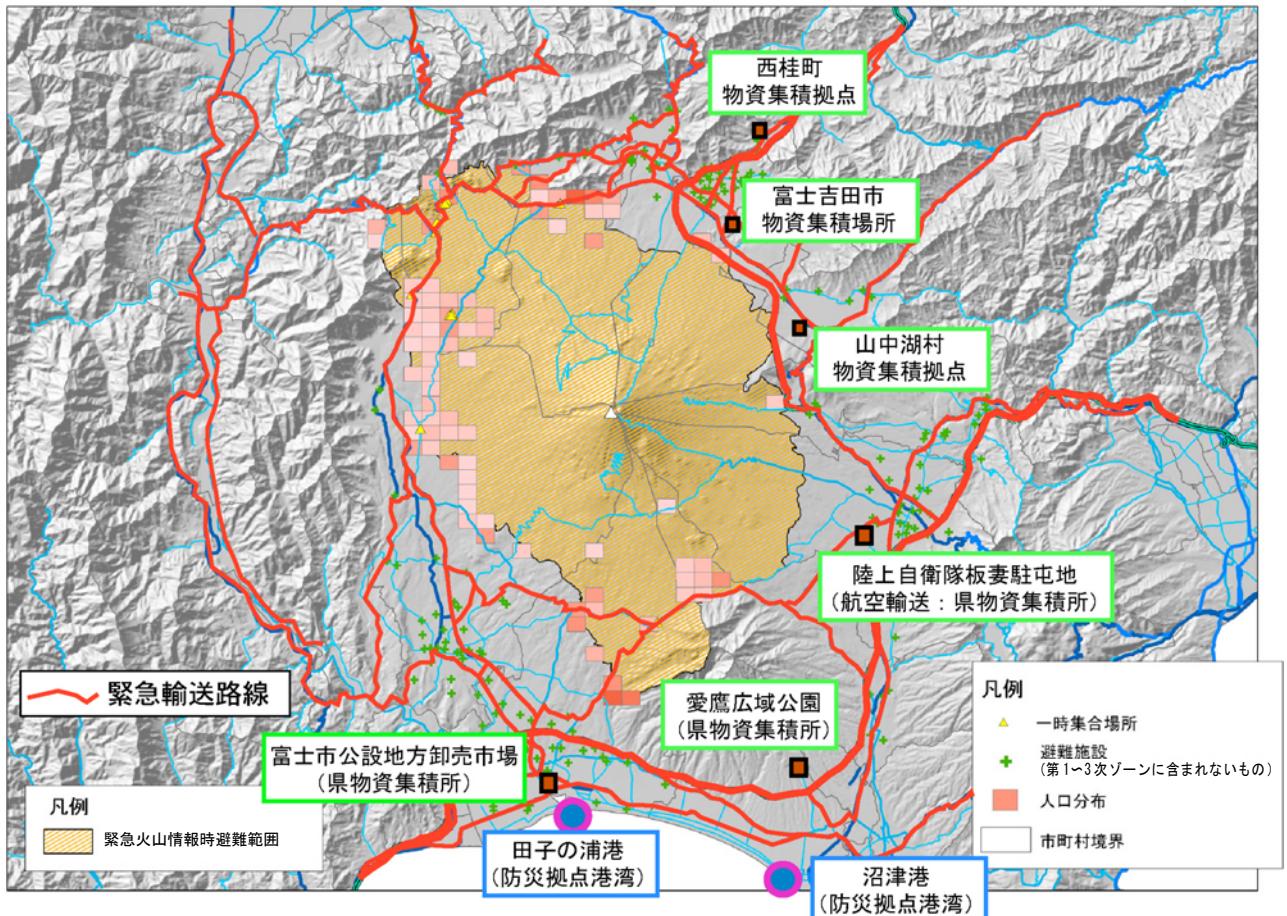
上水道による水の供給に影響が生じる地区においては、市町村は避難所等を給水拠点として定め、給水車等による応急給水を実施する。対象区域での水の供給が出来ない場合や必要量を満たせない場合には、県に給水支援を要請する。

県は、市町村から飲料水の供給について支援要請があった場合には、周辺市町村や、合同現地対策本部を通じて自衛隊等に協力を要請する。



※図に示す「緊急火山情報時避難範囲」は、道路、河川等の地形地物の線を用いて作成（仮定）したものであり、
今後、地域の実態に応じた市町村の検討が必要。

図 5-9 噴火前避難の対象範囲と食料物資等の供給イメージ



※図に示す「緊急火山情報時避難範囲」は、道路、河川等の地形地物の線を用いて作成（仮定）したものであり、今後、地域の実態に応じた市町村の検討が必要。

出典：静岡県地域防災計画

一般対策編 地震対策編 平成 14 年度修正

山梨県地域防災計画 平成 14 年 4 月

西桂町地域防災計画 平成 9 年度版

富士吉田市地域防災計画 8 年度版

中山湖村地域防災計画 9 年度版

図 5-10 緊急輸送路と物資集積拠点

5-5 広域応援要員の受入

5-5-1 対応方針

噴火災害による被害が甚大で、被災地における自治体や関係機関だけでは十分な防災対応ができない場合、広域からの応援を受け入れ、協力して応急・復旧活動を実施する必要がある。そのため、自治体間で相互の広域応援体制を協議し、事前協定等を締結しておく。

噴火時には、被災地の自治体等は、被災地外の自治体に対して、支援の内容、派遣先、進入ルート、必要な人員及び装備等について伝達するとともに、受け入れ体制を速やかに整える。

5-5-2 広域応援を必要とする活動（種類と時期の想定）

(1) 噴火前対応

噴火前において広域応援を必要とする活動は、以下のとおりである。

<噴火前避難活動期>

- ・交通警備要員：交通規制、避難誘導等の対応

(2) 噴火時対応

噴火時において広域応援を必要とする活動は、以下のとおりである。

<噴火時>

- ・医療関係従事者—医療救護活動
- ・緊急消防援助隊—避難誘導等の対応、耐熱装甲車、放水車等の出動
- ・自衛隊—監視・観測支援、各種救援活動（避難、給水、物資輸送等）、装甲車等の出動

<中長期>

- ・他自治体からの応援職員（市町村本部業務支援）
- ・各種施設復旧活動要員

5-5-3 受け入れ体制

(1) 活動拠点の確保

県、市町村及び関係機関は、活動拠点の確保のため、あらかじめ、大規模公園、グランド、未利用地、大型店舗等の施設をリストアップしておく。

広域応援活動の要員、資機材、車両等の集結拠点（活動拠点）については、ゾーン区分に従い、以下のように考える。

<活動拠点とゾーン区分の関係>

- ・噴火前：第3次ゾーン（噴火前）の外側
- ・噴火時：第4次ゾーン（噴火時）の外側、大量の降灰時における降下物危険・注意範囲外、土石流警戒範囲外

活動拠点として事前に次の条件を満たす施設の候補地を定めておく。また、施設の利用については、事前に管理者、所有者と協議をする。

<活動拠点が具備すべき条件>

- ・幹線道路（緊急輸送路）からのアクセス
- ・重機、対策車両等の駐車スペース
- ・活動要員の待機スペース

噴火時においては、合同現地対策本部より火山活動状況、警戒範囲等の情報収集し、各種応急復旧活動の効果的な実施が図られるように、事前に定められた候補施設から活動拠点を選定し設置する。

(2) 後方支援拠点の確保

県、市町村及び関係機関は、被災地周辺の活動拠点をさらに後方支援するための拠点として、港湾（例：清水港、田子の浦港、沼津港等）、周辺都市（甲府市、沼津市、富士市等）の既存施設を活用する。特に本格的な復旧活動期において予想される多数の活動要員や資機材、重機等の集結拠点として設置する。

(3) 各種復旧活動要員宿泊施設の確保

国、県、市町村及び関係機関は、活動要員のための宿泊施設のリストアップを事前に行う。

5-6 ボランティアの受入

5-6-1 対応方針

富士山噴火災害では、避難生活支援や降灰除去等、多くの人手に頼らざるを得ない活動が発生する。一方で、各方面から多くのボランティア支援が寄せられることが予想される。国、県、市町村は、それぞれボランティアの受け入れ体制を整え、連携し、ボランティアの支援を有効に活用する。

5-6-2 ボランティアに期待する活動

富士山噴火災害で想定される対応の中でも、特にボランティアの活動が期待されるのは、以下のとおりである。

<噴火時>

- ・医療救護活動（医療ボランティア）
- ・避難者対応（避難者の世話等）
- ・災害時要援護者介護（避難誘導、介護等）
- ・飼育動物対応（ペットのケア、一時預かり等）
- ・ボランティアコーディネイト 等

<中長期>

- ・医療福祉（保健、心のケア等）
- ・避難者対応（避難者の世話、炊き出し、避難者の要望収集等）
- ・災害時要援護者介護（介護等）
- ・広報活動（広報誌の作成、配布、掲示。避難所外の避難者への情報伝達等）
- ・降灰除去
- ・ボランティアコーディネイト 等

5-6-3 ボランティア受入れ体制

ボランティアの受け入れは、原則として県、市町村毎に、社会福祉協議会やボランティア団体によって設置される「現地ボランティアセンター」において実施する。

一方、ボランティア活動の広域的な調整は、「広域ボランティアセンター」において実施する。「広域ボランティアセンター」は、合同現地対策本部との連携も図る。

各「現地ボランティアセンター」は、インターネット等を活用し「ボランティア募集」「必要な装備」「注意事項」等についての広報を実施する。特に、被災地の状況や火山活動状況に伴う必要な装備や活動上の注意事項については、「広域ボランティアセンター」とも協議し、各「現地ボランティアセンター」による広報内容との整合を図る。

なお、県、市町村は、ボランティアの活動のための資機材の確保と提供に努める。

5-7 住宅の確保

5-7-1 応急的な住宅確保

(1) 対応方針

県、市町村は、火山噴火災害により居住継続が困難となった住民のために、住民要望、地域特性、従前コミュニティの維持等に配慮し、応急仮設住宅の建設や公営住宅の提供等応急的な住宅供給を実施する。

火山噴火災害では、火山活動が活発化してから噴火を経て終息に至るまでの期間が長期に及ぶことも考えられる。避難対象となった場合、たとえ住宅が被災していないなくても、長期間の避難生活を強いられることから、これらの被災者に対しても応急的な住宅供給を検討する。

(2) 応急仮設住宅の建設

市町村は、あらかじめ、ハザードマップにおける避難者数等をもとに、応急的住宅（応急仮設住宅、一時提供住宅）の供給戸数の試算等を行い、応急仮設住宅建設の場合の候補地をリストアップする。その際、各候補地の土地の形状やインフラの整備状況等についても調査しておく。

応急仮設住宅の建設に際し、県は、建設業者等と連携し、迅速な供給をめざすとともに、降灰対策や高齢者等に配慮した住宅形式を検討する。

(3) 一時提供住宅の供給

応急仮設住宅の建設には、時間を要することが予想されることから、県、市町村は、空き公営住宅の災害時の一時使用や、民間アパート等賃貸住宅を

災害救助法の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の生活の場を確保することも検討する。

県、市町村は、公営住宅への一時入居等が迅速に行えるよう、平常時から定期的に公営住宅の空家状況を把握するとともに、迅速に情報収集できる体制を構築しておく。

また、県、市町村は、民間賃貸住宅の利用について、災害発生時に優先的に確保できるよう、平常時から業界団体等と協議を図り、定期的に民間賃貸住宅の空き状況に関する情報を把握しておく。

5-7-2 恒久住宅の供給・再建

(1) 対応方針

応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るためにも、恒久的な住宅の供給を推進する。

県、市町村は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針やプログラムを定め、被災者に速やかに提示する。

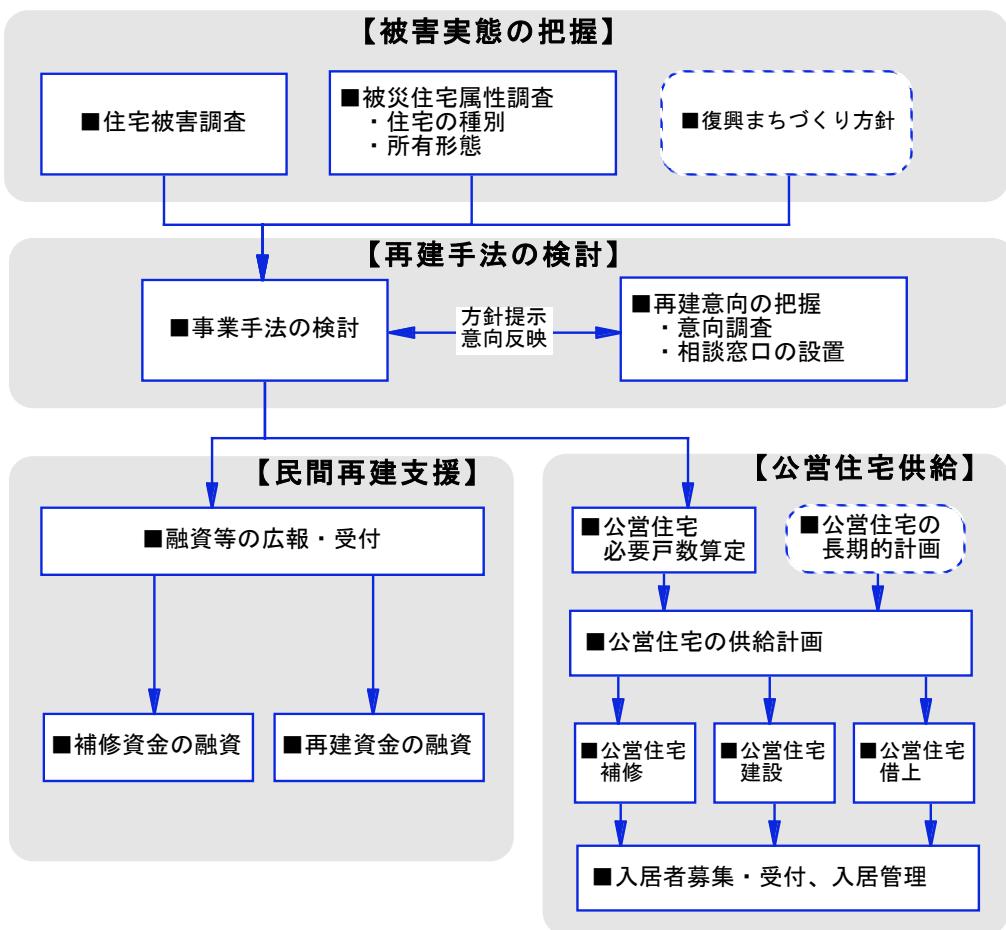


図 5-11 住宅確保・再建支援のフロー（例）

(2) 住宅の供給・再建

県、市町村は、仮設住宅を解消する段階においても、自力で住宅を確保できない世帯に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。

また、民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として被災者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。

住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

(3) 移転事業

噴火災害では、集落などの地区全体が被災する可能性もある。噴火に伴う現象により被害を受けた集落・市街地等を安全な地域に移転させるため、集団で住宅団地等に移転する場合には「防災集団移転促進事業」、単独で移転する場合には「がけ地近接等危険住宅移転事業」がある。市町村は、被災形態や被災者の意向を踏まえた上で、これらの事業の活用を検討する。

5-8 被災者への経済的支援

5-8-1 被災者への経済的支援

(1) 対応方針

富士山噴火災害によって被害を受けた住民生活の再建や被災者が日常生活を維持していくために、各種の経済的支援を実施する。噴火後、地域の早期再建を図るために迅速に行うことが必要である。

(2) 各種給付金等による経済的支援

県、市町村は、各世帯の被害調査や生活実態調査等を行い、どのような支援が必要であるかを検討する。既存制度の活用や独自の支援制度の制定を検討し、決定すれば速やかに被災者に対して事業内容の広報を行う。

災害により被害を受けた場合、死亡した者の遺族に対する災害弔慰金、災害により著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金が支給される他、被災者の生活再建に資する支援策として被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付等がある。

また、県、市町村は、経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対しては、地方税の減免・徵収猶予・期限の延長や、公共料金の減免などの措置の適用を検討する。

(3) 義援金の配分

大規模な災害になると、全国から被災者を支援するために被災した地方公共団体等に義援金が寄せられる。県、市町村は、日本赤十字やマスコミその他の関係機関等と共に「富士山噴火災害義援金配分委員会（仮称）」を設置し、被災者に対して公平かつ公正な方法で義援金の配分・支給を行う。

(4) 各種相談窓口の設置

県、市町村は、防災関係機関や弁護士等各分野の専門家の協力を得て、総合相談窓口を設置し、各種支援に関する相談、被災者への情報提供等を行う。

5-8-2 避難生活長期化対策

国、県、市町村は、避難生活が長期に及ぶ場合、家財道具を持ち出すための一時帰宅の実施や、各世帯が持ち出した家財道具を保管するための倉庫の確保等を検討する。過去の火山災害においては、仮設住宅空室の倉庫としての利用や、基金を原資とする倉庫借り上げ費用の助成等の措置がとられたケース等がある。

県、市町村は、避難生活の長期化により、本来の生活拠点での収入の途が断たれ、十分な生活や事業の再開活動を開始できない者に対し、基金を原資とする食事供与事業の実施等、既存制度による支援以外の支援方法についても検討する。

また、避難生活が長期化する場合の生活環境維持の観点から、ホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

【各種応急・復旧活動に関わる時系列整理】

主体	実施内容
■事前	
国	航空機安全確保計画の検討・策定
国・県・市町村、その他道路管理者、鉄道事業者等	火山防災情報共有化体制構築
国・県・市町村、その他道路管理者等	道路降灰除去関連資機材の保有状況把握
国・県・市町村、その他道路管理者等	道路降灰作業計画の策定
国・県・市町村	市町村の避難計画に基づく「道路交通規制図」の策定
国・県・市町村	火山灰処分方法の検討
国・県・市町村	宅地降灰除去作業方法に関する検討
国・県・市町村	広域医療体制の構築
国・県・市町村	活動要員のための宿泊施設所在等のデータ整備
県・市町村	医療拠点の設定、後方医療体制の構築
県・市町村	医療従事者・資機材等の確保体制構築
県・市町村	公営住宅、民間賃貸住宅等空き家状況の把握
県	応急仮設住宅建設計画（建設業者との連携体制、住宅形式等）の検討
市町村	登山口等交通規制箇所の事前設定
市町村	避難ルートの設定
市町村	避難計画と交通規制計画に関する住民等への周知
市町村	水・食料等物資供給計画の策定（想定避難者数と備蓄量等の検証、調達方法等）
市町村	応急仮設住宅建設候補地の検討
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報（注意喚起）発表時	
国・県・市町村	主要登山口の閉鎖・登山道の通行止め措置
県	入山自粛：一般道等の要所に立て看板等設置
市町村	入山自粛：立て看板の設置、巡回活動
■臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	
国・県・市町村	臨時火山情報時避難範囲での道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）
国・県・市町村	災害時要援護者避難範囲での避難ルート確保のための交通規制実施
国・県・市町村	交通警備要員等の確保
■緊急火山情報発表時	
国・県・市町村	緊急火山情報時避難範囲での道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）
国・県・市町村	災害時要援護者避難範囲での避難ルート確保のための交通規制実施（継続）

主体	実施内容
■噴火時～	
合同現地対策本部	溶岩流や土石流等発生状況（被害状況）の把握
合同現地対策本部	新たに設定した避難範囲を基に道路通行規制計画をたて交通規制を実施
合同現地対策本部	一般住民等噴火時避難範囲もしくは降下物危険避難範囲、土石流警戒範囲での道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）
合同現地対策本部	災害時要援護者噴火時避難範囲での避難ルート確保のための交通規制実施
合同現地対策本部	自衛隊、緊急消防援助隊の出動
合同現地対策本部	航空機飛行制限区域の設定
合同現地対策本部	必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to airman）発出
合同現地対策本部	道路降灰除去作業等の実施方針の決定と活動調整
合同現地対策本部	残留者・行方不明者等の捜索・救出のための捜索・救出班（仮称）の編成
合同現地対策本部	広域医療活動実施（医療関係従事者の確保、負傷者の搬送等）
合同現地対策本部	負傷者の広域搬送等におけるヘリコプター運用に関する調整
合同現地対策本部	溶岩流や土石流等による被害拡大防止に関する対応方針の検討
合同現地対策本部	溶岩流や土石流等被害拡大防止対応のための専門家チーム編成
合同現地対策本部	活動拠点（応援部隊、資機材等の集結拠点）の設置
合同現地対策本部	各種施設復旧活動要員の広域応援受け入れ
合同現地対策本部 (各専門家チーム)	溶岩流や土石流等被害拡大防止策の実施
気象庁航空路火山 灰情報センター	火山灰の監視、航空路火山灰情報発表
国・県・市町村、 その他道路管理者等	道路降灰除去作業実施
国・県・市町村等	残留者・行方不明者等の捜索・救出のための「現地指揮所」設置と救出活動実施
国・県・市町村	降灰状況調査・把握
国・県・市町村	降灰による被害影響調査
国・県・市町村	降灰状況に関する住民への広報
国・県・市町村	宅地に堆積した火山灰の排出方法の決定、火山灰袋等の配布、火山灰捨て場、運搬回収体制等の住民への周知
国・県・市町村	後方支援拠点（応援部隊、資機材等の集結拠点）の設置
県・市町村	鉄道事業者による旅客の代替輸送等を支援
県・市町村	ホテル・旅館等の避難所としての活用
県・市町村	公営住宅、民間賃貸住宅等の確保
県・市町村	住宅被害状況の調査・把握
県・市町村	住宅供給・再建計画の検討
県・市町村	被災地再建事業・復興計画の検討
県・市町村	被災者等への経済的支援策の検討
県・市町村	義援金の配分・支給
県・市町村	被災者等の相談窓口設置
県・市町村（社協）	「広域ボランティアセンター」「現地ボランティアセンター」設置
県	自衛隊への応急活動支援要請（合同現地対策本部においても調整）
市町村	避難者等への水・食料等の物資供給
市町村	避難者等への水・食料等の物資に関する県、協定業者等への調達要請
市町村	他自治体等からの応援職員等受入
市町村	応急仮設住宅入居者募集・選定
高速道路管理者	一般住民等噴火時避難範囲での道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）
高速道路管理者	土石流警戒範囲：必要に応じて道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）
鉄道会社	一般住民等噴火時避難範囲での運行中止、折り返し運転等の対応
鉄道会社	土石流警戒範囲：必要に応じて運行中止、折り返し運転等の対応

